

## 一般社団法人 日本血栓止血学会 広報委員会 細則

(学会ホームページの運用)

第1条 会員、学術団体、企業などから、以下の内容に関してホームページへの掲載依頼があった場合、広報委員会委員長の判断で「関連情報」への掲載の是非を判断する。但し、広報委員会委員長が審議した方が良いと判断した場合は、総務委員会で審議することとする。会員以外からの依頼については、総務委員会審議とする。

1. パブリックコメント募集の案内
2. 研究助成の案内
3. 研究員、教官募集の案内
4. 関連学会開催の案内
5. 関連学会から寄せられた重要情報
6. 関連研究班等から寄せられた重要情報
7. 関連市民公開講座の案内
8. その他、会員に有益な情報

(備考) 「学会からのお知らせへ」の掲載は、総務委員会の判断で行われる。

(学会一斉メールの運用)

第2条 会員、学術団体、企業などから、以下の内容に関して学会一斉メールの依頼があった場合、広報委員会委員長の判断で学会一斉メールの是非を判断する。但し、広報委員会委員長が審議した方が良いと判断した場合は、総務委員会で審議することとする。会員以外からの依頼については、総務委員会審議とする。

1. 日本血栓止血学会学術集会と関連した種々の案内
2. 会員への事務連絡
3. パブリックコメント募集の案内
4. 研究助成の案内
5. 研究員、教官募集の案内
6. 関連学会開催の案内
7. 関連学会から寄せられた重要情報
8. 関連研究班等から寄せられた重要情報
9. 関連市民公開講座の案内
10. その他、会員に有益な情報

付則

1. 本委員会細則は令和3年1月30日から施行する。
2. 令和3年11月24日改訂。

3. 令和4年1月29日改訂。